

2023年3月3日

各 位

会 社 名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 坂 井 英 也
 (コード番号：3557 東証グロース)
 問 合 せ 先 管 理 本 部 長 畑 中 俊 哉
 (TEL. 03-6277-8088)

第三者割当による第8回乃至第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年2月15日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第8回乃至第10回新株予約権（以下それぞれを「第8回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年3月3日に発行価額の総額（1,870,000円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年2月15日公表の「第8回乃至第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結並びに第7回新株予約権の買入消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2023年3月3日
(2) 発行新株予約権数	15,000個 第8回新株予約権：5,000個 第9回新株予約権：5,000個 第10回新株予約権：5,000個
(3) 発 行 価 額	総額1,870,000円 第8回新株予約権1個当たり142円 第9回新株予約権1個当たり126円 第10回新株予約権1個当たり106円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも623円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,500,000株であります。
(5) 調達資金の額	1,748,870,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第8回新株予約権：当初行使価額1,170円 第9回新株予約権：当初行使価額1,176円 第10回新株予約権：当初行使価額1,182円 本新株予約権の行使価額は、行使の際に発行要項第17項記載の行使請求の効力が発生する都度（以下「修正日」といいます。）、その直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日における終値）の94%（第8回新株予約権）、94.5%（第9回新株予約権）又は95%（第10回新株予約権）にそれぞれ相当する金額の1円未満を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額（但し、当該金額が下限行使価額（当初623円）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。 なお、本新株予約権割当後の各取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。

(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2023年3月6日(当日を含む。)から2026年4月6日(当日を含む。)までとします。
(9) そ の 他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本買取契約を締結しました。</p> <p>また、第8回新株予約権の行使については2023年3月6日以降、第9回新株予約権の行使については2024年3月6日以降、第10回新株予約権の行使については2025年3月6日以降にそれぞれ行使が可能となる(但し、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については当社の指示により前倒しが可能)旨を本買取契約にて規定しました。</p> <p>(a) ロックアップ</p> <p>当社は、割当先又はEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社が割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社が他社との業務提携、合併、会社分割、株式交換、株式交付その他M&A取引に伴って当社普通株式を発行又は交付する場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度又は株式報酬、インセンティブスキームに基づき当社が当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合(但し、その発行規模が発行済株式総数の5%未満の場合)、本新株予約権を発行する場合若しくは本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>(b) 先買権</p> <p>当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等(以下「本追加新株式等」といいます。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」といいます。)しようとする場合には、割当先に対して、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の3週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」といいます。)を交付しなければなりません。</p> <p>割当先は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引き受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」といいます。)を当社に通知することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引き受けることができます。</p> <p>当社は、割当先から応諾通知を受領しなかった場合に限り、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。</p>

	<p>なお、前記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないもの とします。</p> <p>① 上記(a)ロックアップの除外規定に基づき、発行又は交付が許容さ れる場合。</p> <p>② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された既発行の株式（種 類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを 含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場 合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変 更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。</p> <p>③ 上記の他、当社と割当先とが、別途先買権の対象外とする旨を書面 により合意した場合。</p> <p>なお、当社が上記(a)ロックアップ又は(b)先買権を規定した各条項 に違反して新たな引受予定先に対して本追加新株式等を発行した場 合には、当社は割当先に対して直ちに違約金を支払わなければなり ません。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上